

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度
(第68期) 自 2025年2月1日
至 2026年1月31日

不二電機工業株式会社

京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地

E02007

目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	7
3. 事業等のリスク	8
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	9
5. 重要な契約等	13
6. 研究開発活動	13
第3 設備の状況	14
1. 設備投資等の概要	14
2. 主要な設備の状況	14
3. 設備の新設、除却等の計画	14
第4 提出会社の状況	15
1. 株式等の状況	15
(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	15
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	27
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	27
(5) 所有者別状況	27
(6) 大株主の状況	28
(7) 議決権の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	30
3. 配当政策	31
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	32
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	32
(2) 役員の状況	37
(3) 監査の状況	43
(4) 役員の報酬等	45
(5) 株式の保有状況	47
第5 経理の状況	50
1. 財務諸表等	51
(1) 財務諸表	51
(2) 主な資産及び負債の内容	81
(3) その他	84
第6 提出会社の株式事務の概要	85
第7 提出会社の参考情報	86
1. 提出会社の親会社等の情報	86
2. その他の参考情報	86
第二部 提出会社の保証会社等の情報	87

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年4月21日
【事業年度】	第68期（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
【会社名】	不二電機工業株式会社
【英訳名】	FUJI ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八木 達史
【本店の所在の場所】	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
【電話番号】	075（221）7978（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 総務部長 下村 徳子
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
【電話番号】	075（221）7978（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 総務部長 下村 徳子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2022年 1 月	2023年 1 月	2024年 1 月	2025年 1 月	2026年 1 月
売上高 (千円)	3,721,785	3,707,244	3,723,518	3,927,448	3,777,945
経常利益 (千円)	274,133	374,497	425,705	346,751	303,393
当期純利益 (千円)	191,243	262,528	349,923	240,483	236,018
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,087,250	1,087,250	1,087,250	1,087,250	1,087,250
発行済株式総数 (千株)	6,669	6,669	6,669	6,469	6,299
純資産額 (千円)	10,286,741	10,167,593	10,446,949	10,373,310	10,441,219
総資産額 (千円)	11,004,191	10,869,981	11,279,181	11,208,280	11,281,107
1株当たり純資産額 (円)	1,789.50	1,831.24	1,880.31	1,935.09	2,009.71
1株当たり配当額 (円)	32.00	32.00	35.00	32.00	32.00
(うち1株当たり中間配当額)	(16.00)	(16.00)	(16.00)	(16.00)	(16.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	33.34	46.77	63.05	43.94	44.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	33.26	46.70	62.95	43.88	44.20
自己資本比率 (%)	93.4	93.5	92.5	92.5	92.5
自己資本利益率 (%)	1.9	2.6	3.4	2.3	2.3
株価収益率 (倍)	33.6	23.2	18.6	24.0	24.0
配当性向 (%)	96.0	68.4	55.5	72.8	72.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	375,890	396,529	446,919	423,195	441,899
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△251,334	29,470	△103,342	△360,801	△478,040
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△182,932	△413,650	△178,482	△417,919	△355,340
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,152,190	1,166,971	1,335,415	980,363	591,085
従業員数 (人)	131	120	114	109	114
[外、平均臨時雇用者数]	[168]	[166]	[159]	[147]	[146]
株主総利回り (%)	88.9	88.6	98.1	91.7	94.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(107.0)	(114.6)	(151.7)	(169.7)	(222.5)
最高株価 (円)	1,309	1,222	1,266	1,176	1,139
最低株価 (円)	1,115	1,050	1,070	966	939

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 当社には関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」は記載しておりません。
3. 第66期の1株当たり配当額には、創業70周年記念配当3円を含んでおります。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
5. 第68期の1株当たり配当額32円のうち、期末配当額16円については、2026年4月23日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2 【沿革】

年月	事項
1958年 5月	制御機器の製造及び販売を目的として、京都市左京区に資本金350万円にて設立、工場を京都市中京区に新設
1959年 6月	本社を京都市中京区に移転
1959年 7月	組合せ方式による集合表示灯を開発
1960年10月	本社工場を新築
1961年 3月	デスク盤用小型スイッチの製造、販売を開始
1962年10月	ドラム式スイッチの小型タイプの製造、販売を開始
1963年 6月	滋賀県草津市に草津製作所を開設、本社工場を統合し操業を開始
1963年11月	カム式操作スイッチの製造、販売を開始
1969年 7月	変性P P E樹脂製組合せ式端子台を開発
1971年10月	大電流接触子の製造、販売を開始
1973年 9月	大阪府摂津市に大阪営業所を開設
1974年 2月	営業部を本社から草津製作所に移転
1975年 9月	電磁式L E D表示器を開発
1978年 1月	指針式表示器を開発
1989年11月	草津製作所全館（本館、1号館、2号館、3号館）改築5ヵ年計画の完了
1991年 5月	大阪営業所を大阪府茨木市に移転
1992年 7月	滋賀県高島市新旭町に新旭工場を開設、操業開始、鉄道車両用切替スイッチの製造、販売を開始
1994年 2月	東京都港区に東京営業所（現 東京オフィス）を開設
1994年 6月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1995年10月	新旭工場の増築（1号館）を完了
1996年11月	鉄道車両用ドアスイッチの製造、販売を開始
1997年 2月	草津製作所及び新旭工場において、ISO9001の認証を取得
1997年12月	新旭工場の増築（2号館）を完了
1998年 4月	鉄道変電用I/Oターミナルの製造、販売を開始
1999年 4月	テレフォンリレーの製造、販売を開始
2000年 7月	ロック用試験端子の製造、販売を開始
2001年 3月	電子商取引（不二電機工業 We b E D I）開始
2002年 2月	高信頼ダブルブリッジ接点形スイッチの製造、販売を開始
2002年 6月	本社、草津製作所及び新旭工場において、ISO14001の認証を取得
2003年 4月	本社社屋を新築
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年 6月	大阪営業所及び東京営業所において、ISO14001の認証を取得
2006年11月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2007年 1月	ジャスダック証券取引所への株式上場を廃止、配線脱落防止端子台を開発
2010年 3月	大阪営業所及び東京営業所において、ISO9001の認証を取得
2011年 3月	滋賀県草津市にみなみ草津工場を竣工
2011年 7月	みなみ草津工場において、ISO9001の認証を取得
2011年 8月	大阪営業所を草津製作所に統合
2012年 1月	鉄道車両用車掌スイッチの製造、販売を開始
2012年 5月	みなみ草津工場において、ISO14001の認証を取得
2013年 9月	高耐圧遮断端子台の製造、販売を開始
2014年 1月	米国向け鉄道車両用扉開閉表示灯の現地生産を開始
2014年 9月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2015年 6月	SemiCon Switchシリーズの製造、販売を開始
2015年12月	鉄道車両用制御回路開放器の製造、販売を開始
2017年 1月	カラーバリアフリーL E Dの製造、販売を開始
2017年 3月	みなみ草津工場の増築（1号館）を完了
2018年11月	無停電電力量計コネクタの製造、販売を開始
2019年 5月	鉄道車両用半自動ドアスイッチの製造、販売を開始
2019年 6月	マスターコントロール用スイッチデバイスの製造、販売を開始
2019年11月	ダブルカムスイッチの製造、販売を開始
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からスタンダード市場に移行

3 【事業の内容】

当社は、制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器及び電子応用機器等各種制御機器の製造、販売を主たる事業内容としております。

なお、当社はグループを構成する関係会社及び緊密な取引のある関連当事者はありません。

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略し、製品分類ごとに記載しております。

当社の品目別主要製品群は次のとおりであります。

(1) 制御用開閉器

カムスイッチ、補助スイッチ、鉄道車両用スイッチ、押しボタン・車掌スイッチ、ドラムスイッチ、遮断端子台

(2) 接続機器

端子台、高耐圧端子台、断路端子台、コンデンサ内蔵端子台、コネクタ、コネクタ端子台、試験用端子、大電流接触子

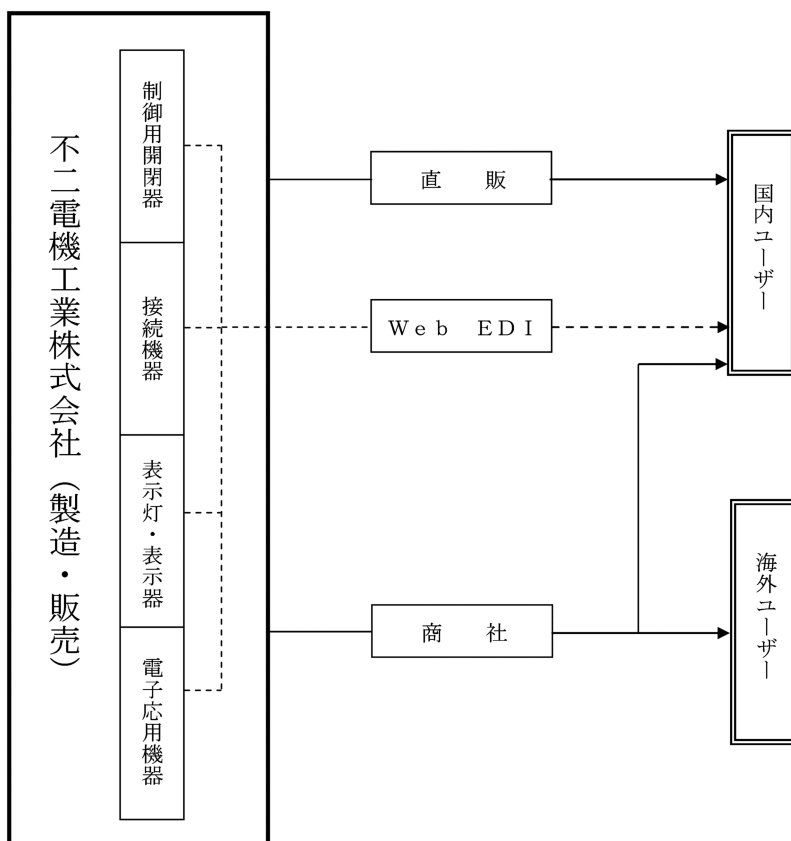
(3) 表示灯・表示器

LED表示灯・集合表示灯、電磁式表示器、落下式故障表示器、鉄道車両用表示灯

(4) 電子応用機器

アナンシェータリレー、ボルテージリレー、インターフェイスユニット、テレフォンリレー

上記製品のユーザーまでの流れは次のとおりであります。



(注) Web EDI ; Web Electronic Data Interchange

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
114 (146)	42才5ヵ月	19年10ヵ月	6,125,810

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、不二電機工業労働組合と称し、2026年1月31日現在の組合員数は87名であり、上部団体の全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）に所属しております。

なお、労使関係については良好であります。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1.	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2.	労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1.		
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
10.0	-	40.2	70.1	73.9

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は1953年の創業以来、70年を超える歴史があり、モノづくり企業として、品質、コスト、納期など、あらゆる面で顧客の信頼を得ることを経営の基本方針としてまいりました。

当社を取り巻く市場環境は、急激に変化し、ユーザーニーズはますます多様化、複雑化しておりますが、どのような状況下にあっても電気制御機器の専門メーカーとして、自ら創意工夫して技術力を高め、ユーザーとともに切磋琢磨し、社会のトレンドやユーザーニーズに対応した最良の製品を提供する、“共創共生”の関係こそが時代を生き抜くキーワードと考えております。

環境変化に機敏に対応できる強固な経営体質を確立するため、引き続き新製品開発のスピードアップ、品質向上、コストダウン、IT（情報技術）化、人材育成等の重点テーマに経営資源を集中し、「企業は公器」という基本理念のもと、労使一体となって、従業員、得意先、株主、地域社会など、すべてのステークホルダーから信頼される企業づくりを進める所存であります。

(2) 経営戦略

当社では、長期的目標として第75期（2033年1月期）に売上高5,000百万円を目指す経営計画「新STEP50」を策定し、このうち2027年1月期までの3カ年を「中期経営計画2027 新STEP50フェーズ1」と称して、2027年1月期に4,250百万円の売上高を目指し、重点市場である「重電機器市場の深耕」、「鉄道車両市場の開拓」、「海外市場の開拓」に加え、「利益拡大への取り組み強化」、「働きがいのある職場環境の整備」、「サステナブルへの取り組み推進」を重点項目としております。

(3) 目標とする経営指標

当社では、企業価値及び株主共同の利益を確保し、または向上させるため、自己資本当期純利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を経営指標とし、ROE 5.0%以上、EPS 80円以上を目標としております。

(4) 経営環境

当社の主力である重電機器市場は、システムのデジタル化を中心とした電力ネットワークの次世代化と広域連系システムの整備が全国規模で進むことが予想され、その事業環境は大きく変化しており、品質やコスト、納期面でも企業間競争が年々激化している状況にあります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の主力である重電機器市場は、システムのデジタル化を中心とした電力ネットワークの次世代化、再生可能エネルギーの活用や電力網のレジリエンス強化のため広域連系システムの整備が進んでおり、そのニーズの変化とともに事業環境は大きく、かつ急速に変化しています。

当社は「利益拡大への取り組み強化」、「働きがいのある職場環境の整備」、「サステナブルへの取り組み推進」を経営の重点項目としております。

事業拡大のため、当社の既存の強みを追求するとともにデジタル化、省力化・省人化に対応した製品開発を迅速に進めていくことが必須であるほか、新規事業への挑戦として外販用の装置製作と金型製作の2つの技術を基礎に、省力化・省人化のニーズに直面する様々な産業へ展開してまいります。

利益拡大のためには、このような売上高の強化・拡大とともに、コスト体質の改革が課題であり、業務のスリム化、工場の効率的運用、不良を生まない品質体制の強化によりコスト競争力を高めてまいります。また、製造原価低減と合わせて、製品販売価格の適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

上記課題を解決するためには人材の確保・育成が不可欠であることから、「エンゲージメント向上」及び「ダイバーシティ推進」によって働きがいのある職場環境を整備してまいります。

さらに世界的な課題としてのサステナブル社会実現のため、「社会インフラに安心安全を 暮らしにやさしさを」、「環境にもやさしさを」、「人の成長を促し働きがいのある企業づくり」をテーマに高品質・高信頼性の製品提供、障がい者の活躍支援や温室効果ガスの排出量削減を進めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

当社は、取締役会での協議を経て2022年6月に「SDGs宣言」を決議し、「社会インフラに安心安全を暮らしにやさしさを」、「環境にもやさしさを」、「人の成長を促し働きがいのある企業づくり」を取り組みテーマとすることを決定いたしました。「誰一人取り残されない」持続可能な世界の実現に向けて、社会インフラの適切な稼働を支えるものづくりをはじめ、温室効果ガスの排出量削減や働きがいのある職場環境の整備などに取り組んでまいります。

(1) ガバナンス

上記「SDGs宣言」を達成すべく、取締役会において「サステナブルへの取り組み推進」を経営の重点項目とすることを決定しており、社会インフラの適切な稼働に貢献するための製品開発や品質管理体制の強化、温室効果ガスの排出量削減を考慮した設備更新、働きがいのある職場環境の整備について、各部署において取り組み目標を設定し、年次計画を立案の上、進めております。各部署での活動は、毎月開催の経営会議等で進捗報告を行い、必要に応じて執行役員会で協議し、取締役会に付議すべき事項については、取締役会において決議しております。また、取締役会に対し、個々の施策の進捗状況や取り組み結果について各部門を統括する執行役員より定期的に報告しております。

(2) 戦略

当社のサステナビリティに関する対応については、取締役会において決議した「中期経営計画2027 新STEP50フェーズ1」に従い、「温室効果ガス排出量削減」と「働きがいのある職場環境の整備」を進めております。

「温室効果ガス排出量削減」では2030年度（2031年1月期）までに当社事業活動に起因する温室効果ガス排出量（注）を2017年度（2018年1月期）比30%削減することを目標として設定し、2026年度（2027年1月期）に同25%削減することを中間目標としております。CO₂排出量に配慮した自社設備の更新、再生可能エネルギー活用の検討を進めております。当事業年度においては、業務車両の電動化を進めました。

（注）当社事業活動に起因する温室効果ガス排出量とは、社用車のガソリン及び各事業所でのガス・電気使用量をCO₂排出量に換算したものをいう（Scope 1、Scope 2）。

また、当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針については、「働きがいのある職場環境の整備」で、「人の成長を促し働きがいのある企業づくり」をテーマに、男女均等な機会及び待遇が確保される企業風土の確立と全従業員が生き生きとする職場環境を目指し、以下の施策を行っております。

- 施策① 人材育成プログラム「Fuji Value」の展開
- 施策② 仕事と家庭の持続的な両立を支援する制度の整備
- 施策③ 女性や障がい者の活躍推進

当事業年度においては、女性活躍推進に取り組む優良企業として、厚生労働大臣が認定する『えるぼし認定（3つ星）』を取得いたしました。

(3) リスク管理

当社では、執行役員会において当社のサステナビリティに関連するリスクと機会に関する情報を報告しております。また、重要性に応じて取締役会において協議を行い、将来発生するリスクを評価し、リスク低減に向けた取り組みについて対応を決定しております。

(4) 指標及び目標

当社は、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針の重点戦略である「働きがいのある職場環境の整備」の中で、エンゲージメント向上とダイバーシティ推進に取り組んでおります。

エンゲージメントの向上に関しては、当事業年度において正規社員を対象にエンゲージメント調査を行いました。今後も定期的に調査を行うとともに、管理職研修によるマネジメント能力の向上、社内教育プログラムや評価制度の見直し、成長実感につながるフィードバック制度の確立を進め、エンゲージメント指数の向上を図ってまいります。

ダイバーシティ推進に関しては、①「女性活躍推進」に重きを置いた環境の整備、②「チャレンジド（障がい者）活躍推進」のための環境の整備を進めております。

当社は、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針の指標として、次の指標を用いております。

指標	目標（2026年1月31日時点）	実績（当事業年度）
管理職に占める女性の在職者数	3名以上	2名（注）
チーフ職に占める女性の社員の割合	15.0%以上	11.1%

（注）2026年1月31日現在の管理職の総人数は20名であり、管理職に占める女性の割合は10.0%であります。

チャレンジド（障がい者）活躍推進においては特に目標とする数値は設けておりませんが、障がい者の雇用率（2026年1月31日現在）は3.5%となっております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、当社はこれらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

① 収益構造

当社の製品は、電力各社向けを中心とした重電機器市場に依存しているため、電力各社の設備投資動向が業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、今後も主力の重電機器市場向け受注の拡大を図るものの、以下の施策を実施することにより、収益基盤の多様化による経営基盤の安定化を目指してまいります。

(ア) 重電機器市場以外の一般産業市場の開拓、とりわけ鉄道車両市場の開拓を積極的に進めてまいります。しかし、国内の経済情勢及び景気動向の影響はもとより、廉価な海外製品流入の拡大等による価格競争の激化により、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 中東、アジアに加え、米国、欧州及びオセアニアなどの海外市場の開拓を推し進めております。しかし、当該国の政治、経済情勢及び景気動向によっては、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 為替変動

当社は、中東、アジアを中心とした海外市場への積極的な展開をしております。商社経由を含む海外向け販売比率は総売上高の約10%となります。

当社では、為替レートの変動による直接的なリスクを回避するため、主に円建てによる販売を実施しておりますが、円高で推移し続けると海外需要家の購買力減退に繋がり、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の海外市場への展開において、外貨建てによる販売を実施する際、急激な為替変動が当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引先の信用リスク

当社は、与信管理要領に基づき、与信限度額を決定し、適宜その見直しを行って取引先の信用リスクを回避しておりますが、事業環境の急激な変化にともなう取引先の倒産により、当該取引先の債権回収に支障が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 原材料の価格変動と調達

当社の主要原材料である成形材料及び金属は、資源輸出国の経済情勢や国際的な需給バランス等により価格が変動しております。当社は、収益構造の再構築を課題の一つに掲げ、コスト競争力の強化に継続して取り組んでおりますが、為替や資源輸出国の地政学リスクによる急激な原材料価格の変動は、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、原材料の調達については、海外地域における自然災害の発生や紛争、政情不安の長期化、事業環境の急激な変化にともなう需給逼迫によって、その調達が困難となるまたはその納期が長期に及ぶ場合、生産体制に影響することで取引先に対する納入遅延が発生し、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 製品の欠陥

当社は、顧客及び当社の品質基準を満足する各種製品の安定供給を実施するためISO9001の認証を取得しているほか、必要に応じ米国安全規格(UL)等製品の安全規格の適合認証も取得しておりますが、将来、全ての製品について欠陥がなく、また製品の回収、修理等が発生しないという保証はありません。

また、製造物賠償責任請求について、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入しておりますが、最終的に負担する賠償額を全て賄えるという保証はなく、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 公的規制

当社は、国内外で事業展開を行うにあたって、各国における通商、為替、租税、環境等様々な公的規制を受けております。

当社は、これら公的規制の遵守に努めておりますが、将来これら公的規制を遵守できない場合、また当社の事業継続に影響を及ぼすような公的規制が課せられる場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 知的財産権

当社では、特許権をはじめとする知的財産権を厳重に管理しておりますが、第三者が当社の知的財産権を侵害し、または当社が第三者の知的財産権を侵害し、係争事件に発展した場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 情報セキュリティ

当社は、機密情報管理規程をはじめとする社内規程等に基づき、事業上の機密情報や役員・従業員の個人情報等を厳重に管理しておりますが、外部からの悪意ある不正アクセスや関係者による機密情報等の不正な持ち出しによって情報漏洩が発生した場合、当社の社会的信用が毀損し、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 係争事件等

現在当社には、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件等が発生する可能性は皆無ではありません。

⑩ 有価証券等の資産価値変動

当社の当事業年度末における有価証券及び投資有価証券の合計残高は1,702百万円と、総資産の約15%を占めており、株式については、投資先の業績不振、証券市場における市況の悪化の影響等による評価損が発生する可能性があります。また、債券については、金利の上昇等による債券価格の下落や発行者の信用状況悪化等により、損失を被る可能性があります。

⑪ 自然災害及び感染症等

当社は、すべての生産拠点を滋賀県内に展開しており、琵琶湖西岸断層帯等における地震等の自然災害や火災、新型の感染症等の発生により、生産、販売等の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があり、事前に必要な安全対策や早期復旧・事業継続のための対策を講じております。しかしながら、東日本大震災のような大規模な自然災害や火災等の発生、新型感染症の影響が長期化した場合のリスクをすべて回避することは不可能であり、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 人材の育成及び確保

当社は、社会インフラを支える電気制御機器メーカーとして製品開発、品質管理、販売活動に携わる人材の確保が事業活動の継続・発展のために極めて重要であると考えており、社内の人材育成に加え外部からの経験豊富な人材獲得の他、人材流出防止のために「働きがいのある職場環境の整備」を重点戦略に掲げ、エンゲージメント向上とダイバーシティの確保を推進しております。しかしながら、労働者不足の影響を受け、必要な人材を必要な時期に十分に確保できない場合や人材が流出した場合には、今後の事業展開に制約を受けることとなり、その結果、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きましたが、国内での継続的な物価上昇や米国の通商政策による経済の下振れリスクが懸念されるなど、依然としてその先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では重電機器、一般産業、電鉄・車両業界、海外ではアジアや中東各国を重点に営業活動を行った結果、サーミアブソーバー端子台やカムスイッチが増加しましたが、I/Oターミナルや各種表示器が減少したことから、売上高は3,777百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

利益面におきましては、売上高が前年同期を下回り、材料費高騰による製造原価の増加ならびに販売費及び一般管理費が増加したことから、営業利益は248百万円（前年同期比17.7%減）、経常利益は303百万円（前年同期比12.5%減）、当期純利益は236百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略し、売上の状況につきましては、製品分類ごとに記載しております。

製品分類別の売上の状況は次のとおりであります。

(制御用開閉器)

補助スイッチやカムスイッチが増加したことから、売上高は1,032百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

(接続機器)

主力の汎用端子台やサーミアブソーバー端子台が増加したことから、売上高は1,713百万円（前年同期比6.4%増）となりました。

(表示灯・表示器)

各種表示器やLED表示灯が減少したことから、売上高は469百万円（前年同期比6.5%減）となりました。

(電子応用機器)

I/Oターミナルや表示モジュールが減少したことから、売上高は524百万円(前年同期比26.0%減)となりました。

(その他)

電気制御機器以外の売上高は38百万円(前年同期比323.3%増)となりました。

②財政状態の状況

当事業年度における総資産は、前事業年度末に比べ72百万円増加し、11,281百万円となりました。主な要因は、売掛金の減少143百万円、有価証券の増加109百万円、投資有価証券の増加345百万円及び固定資産の投資その他の資産のその他に含まれる長期預金の減少300百万円等によるものであります。

負債は、前事業年度末に比べ4百万円増加し、839百万円となりました。主な要因は、未払消費税等の減少41百万円、製品保証引当金の減少86百万円及び繰延税金負債の増加108百万円等によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ67百万円増加し、10,441百万円となりました。主な要因は、自己株式の消却等による繰越利益剰余金の減少125百万円及びその他有価証券評価差額金の増加182百万円等によるものであります。

③キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ389百万円減少し、当事業年度末には591百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動による資金の増加は、441百万円(前年同期比4.4%増)となりました。

主なプラス要因は、税引前当期純利益303百万円、減価償却費227百万円、売上債権の減少182百万円等によるものであり、主なマイナス要因は、棚卸資産の増加93百万円及び法人税等の支払額78百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動による資金の減少は、478百万円(前年同期比32.5%増)となりました。

主な要因は、金型投資等を含む有形固定資産の取得による支出203百万円、投資有価証券の取得による支出200百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動による資金の減少は、355百万円(前年同期比15.0%減)となりました。

要因は、配当金の支払額170百万円及び自己株式の取得による支出184百万円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略し、生産、受注及び販売の実績につきましては、製品分類ごとに記載しております。

a. 生産実績

当事業年度の生産実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)	前年同期比 (%)
制御用開閉器 (千円)	1,029,604	111.0
接続機器 (千円)	1,779,274	111.2
表示灯・表示器 (千円)	446,669	93.3
電子応用機器 (千円)	530,468	78.3
合計 (千円)	3,786,017	102.8

(注) 金額は販売価格で表示しております。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
制御用開閉器	972,479	95.1	358,266	85.7
接続機器	1,792,178	114.5	353,774	128.7
表示灯・表示器	488,369	120.1	200,197	110.5
電子応用機器	533,036	109.8	215,384	103.9
その他	27,752	143.7	—	—
合計	3,813,815	109.0	1,127,622	103.3

（注）金額は販売価格で表示しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	当事業年度 （自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）	前年同期比（％）
制御用開閉器（千円）	1,032,491	100.5
接続機器（千円）	1,713,212	106.4
表示灯・表示器（千円）	469,277	93.5
電子応用機器（千円）	524,891	74.0
その他（千円）	38,072	423.3
合計（千円）	3,777,945	96.2

（注）当事業年度における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10に満たないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

1) 売上高

サーミアブスーパー端子台やカムスイッチが増加しましたが、I/Oターミナルや各種表示器が減少したことから、売上高は3,777百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

製品分類別の売上構成比は、制御用開閉器27.3%、接続機器45.4%、表示灯・表示器12.4%、電子応用機器13.9%、その他1.0%となっております。

2) 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、前事業年度に比べて132百万円減少し、2,545百万円となりました。また、売上高に対する売上原価の比率は、前事業年度に比べて0.8ポイント減少の67.4%となっております。

販売費及び一般管理費につきましては、前事業年度に比べて36百万円増加し、984百万円となりました。また、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は、前事業年度に比べて1.9ポイント増加の26.0%となっております。

3) 営業外収益、営業外費用

営業外収益は、前事業年度に比べて10百万円増加し、56百万円となりました。主な要因は、株式の保有による受取配当金27百万円、受取利息11百万円等となっております。

営業外費用は、前事業年度と比べて0百万円増加し、1百万円となりました。主な要因は、支払利息1百万円等となっております。

4) 特別利益

特別利益は、0百万円となりました。

5) 特別損失

特別損失は、0百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べて4百万円減少し、236百万円となりました。

b. 財政状態

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②財政状態の状況」をご参照下さい。

②経営成績等に重要な影響を与える要因について

当社は、安定的かつ持続的な経営基盤の構築を目指し、主要ユーザーである重電機器市場向けの受注拡大を図るほか、電鉄・車両分野及びアジア、中東、米国などの海外市場の開拓を日々推し進めております。

しかしながら、これら一連の施策は、国内外の経済情勢及び景気動向といったマクロ環境の影響を免れるものではなく、特に、製品市場における価格競争の激化や大規模な自然災害、新型コロナウイルスをはじめとする新型の感染症等の発生など、当社を取り巻く市場環境の急激な変化が、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を与える場合があります。

③キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローにつきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

当社の事業活動における運転資金需要のうち主要なものは、製造原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、設備資金需要は、設備投資等によるものであり、運転資金及び設備資金の資金調達につきましては、主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び自己資金で対応しております。

なお、大規模な設備投資やM&Aなどにより資金調達を行う場合は、有利子負債比率を20%以下に抑えるとともに、既存株主の利益を考慮した財務基盤を構築することといたします。

④目標とする経営指標の達成状況

当社では、企業価値及び株主共同の利益を確保し、または向上させるため、自己資本当期純利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を経営指標とし、ROE 5.0%以上、EPS 80円以上を目標としております。

当事業年度におけるROE及びEPSは、それぞれ2.3%（対目標数値比46.0%）、44円27銭（対目標数値比55.3%）となりました。

今後も、収益基盤の多様化及び海外市場の強化による売上の拡大を通じて、ROE及びEPSの向上に努めてまいります。

⑤重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。

会計上の見積りを必要とする棚卸資産の評価、繰延税金資産、製品保証引当金、退職給付に係る会計処理等につきましては、合理的な見積り金額によってこれを計算しておりますが、実際の結果には不確実性が残るため、異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものにつきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

特記事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、電気制御機器の専門メーカーとして、営業及び技術の緊密な連携体制により、ユーザーニーズにあった高品質の新製品をスピーディーに開発し、提供することを経営の方針としております。市場別では、電力業界を中心とする重電機器市場での拡販及び電鉄・車両、自動車、工作機械などの一般産業市場の開拓に取り組んでおります。

主に、重電機器市場向けでは切替スイッチ、表示灯、端子台、試験用端子、電力用リレー、I/Oユニット、一般産業市場向けでは、開閉器用補助スイッチ、大電流接触子、故障表示器、鉄道車両用として、尾灯、車側灯、扉開閉表示灯、運転台選択スイッチ、車掌スイッチ、扉開閉用押ボタンスイッチ、半自動ドアスイッチなどの開発に取り組んでおります。

研究開発業務の推進に当たっては、製品企画会議の定例開催や必要に応じた各種プロジェクトの編成により、ユーザーニーズにマッチした製品企画と開発スピードに重点を置いております。

草津製作所の技術部（当事業年度末17名）が研究開発を行っており、当事業年度の研究開発費は157百万円、主な研究開発及び成果は次のとおりであります。

なお、当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、主な研究開発及び成果は、セグメント別の記載を省略し、製品分類ごとに記載しております。

(1) 制御用開閉器

当分野では、高接触信頼性接点及び堅牢な操作機構を有する開閉器の技術力を活かし、鉄道車両の運転台搭載機器及び鉄道車両の床下機器の開発を進めております。

当事業年度の成果は、鉄道車両向けのマスコ用スイッチ、半自動ドアスイッチのリニューアルを行いました。

(2) 接続機器

当分野では、重電機器市場の深耕及び一般産業市場、海外市場の開拓を行うべく、機器の安全性を高めた接続機器の開発を進めております。

当事業年度の成果は、コンデンサー用ケースユニットの新規開発、大型端子台向けのアクセサリ一部品の拡充を行いました。

(3) 表示灯・表示器

当分野では、重電機器市場のみならず鉄道市場へ適用できる製品の開発を進めております。

当事業年度の成果は、鉄道車両向け尾灯のリニューアルを行いました。

(4) 電子応用機器

当分野では、重電機器市場のみならず鉄道市場へ適用できる製品の開発を進めております。

当事業年度の成果は、既存通信I/Oモジュール、コネクタ端子台の製品拡充、電力用リレーのリニューアル、製品拡充を行いました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は189百万円となりました。その主なものは、新製品の金型製作をはじめとする金型投資（80百万円）であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に3カ所の工場を運営しております。

また国内に1カ所のオフィスを有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2026年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
		建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (京都市中京区)	統括業務施設	106,463	0	—	2,492	383,061 (556)	0	492,016	5 (—)
草津製作所 (滋賀県草津市)	製造・研究及び販売設 備	114,381	1,842	19,188	63,347	7,680 (7,260)	4,285	210,724	86 (41)
新旭工場 (滋賀県高島市)	接続機器製造設備	89,642	966	69,451	2,671	505,815 (10,830)	793	669,340	7 (26)
みなみ草津工場 (滋賀県草津市)	制御用開閉器製造設備	973,045	802	28,826	8,660	435,654 (8,904)	1,624	1,448,614	13 (79)
東京オフィス (東京都港区)	販売設備	—	—	—	32	—	—	32	3 (—)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数のうち()は、年間平均の臨時雇用者数を外書しております。

3. 東京オフィスは、建物の一部を賃借しております。なお、年間賃借料は、6,436千円であります。

4. 当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,676,000
計	26,676,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年4月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,299,000	6,299,000	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数は 100株であります。
計	6,299,000	6,299,000	—	—

(注) 2025年12月16日付にて実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は170,000株減少し、6,299,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2012年4月26日定時株主総会及び取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名(社外取締役を除く)及び当社執行役員2名	
	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	8	8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800(注)1	800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により発 行又は移転される株式1株 当たりの金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた 金額とする。(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年5月12日 至 2042年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 791(注)3 資本組入額 395.5(注)4	同左

	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり790円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

2013年4月25日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（社外取締役を除く）及び当社執行役員4名	
	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数（個）	8	8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	800（注）1	800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2013年5月11日 至 2043年5月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 830 （注）3 資本組入額 415 （注）4	同左

	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり829円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

2014年4月24日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（社外取締役を除く）及び当社執行役員3名	
	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数（個）	8	8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	800（注）1	800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年5月10日 至 2044年5月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,023 （注）3 資本組入額 511.5 （注）4	同左

	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,022円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

2015年4月23日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名（社外取締役を除く）及び当社執行役員4名	
	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数（個）	11	11
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,100（注）1	1,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年5月9日 至 2045年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,236（注）3 資本組入額 618（注）4	同左

	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
- なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,235円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
- なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

2016年4月26日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当社執行役員3名	
	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数（個）	33	33
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,300（注）1	3,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年5月11日 至 2046年5月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,148（注）3 資本組入額 574（注）4	同左

	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,147円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

2017年4月26日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当社執行役員4名	
	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数（個）	13	13
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,300（注）1	1,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、 新株予約権の行使により発 行又は移転される株式1株 当たりの金額を1円とし、 これに付与株式数を乗じた 金額とする。（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年5月12日 至 2047年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,078（注）3 資本組入額 539（注）4	同左

	事業年度末現在 (2026年1月31日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の計算により調整致します。
調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができますものとし、
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。
3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,077円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。
5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年9月20日(注)	△200	6,469	—	1,087,250	—	1,704,240
2025年12月16日(注)	△170	6,299	—	1,087,250	—	1,704,240

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	7	9	80	14	22	7,767	7,899	—
所有株式数 (単元)	—	4,515	92	7,868	737	103	49,572	62,887	10,300
所有株式数の割合(%)	—	7.18	0.15	12.51	1.17	0.16	78.83	100.00	—

(注) 自己株式1,107,930株は、「個人その他」に11,079単元、「単元未満株式の状況」に30株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
公益財団法人藤本奨学会	滋賀県草津市野村3-4-1	650	12.52
藤本 豊士	東京都文京区	616	11.87
京都中央信用金庫	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91	150	2.88
株式会社京都銀行 (常任代理人 株式会社日本 カストディ銀行)	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 (東京都中央区晴海1-8-12)	132	2.54
佐々木 嘉樹	大阪市天王寺区	110	2.11
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インタ ーシティAIR)	56	1.08
不二電機工業従業員持株会	京都市中京区御池通富小路西入東八幡町585	53	1.02
藤本 遼平	東京都世田谷区	50	0.97
藤本 佑哉	名古屋市瑞穂区	46	0.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	46	0.90
計	—	1,912	36.84

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうちには、信託業務に係る株式26千株が含まれております。

2. 当社は自己株式1,107千株を保有しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,107,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,180,800	51,808	—
単元未満株式	普通株式 10,300	—	—
発行済株式総数	6,299,000	—	—
総株主の議決権	—	51,808	—

② 【自己株式等】

2026年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
不二電機工業株式会社	京都市中京区御池 通富小路西入る東 八幡町585番地	1,107,900	—	1,107,900	17.59
計	—	1,107,900	—	1,107,900	17.59

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
取締役会 (2025年12月2日) での決議状況 (取得期間 2025年12月3日)	170,000	184,280
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	170,000	184,280
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	170,000	189,550	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分)	4,900	5,130	—	—
保有自己株式数	1,107,930	—	1,107,930	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

1. 利益配当の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、目標配当性向を50%とし、中間配当と期末配当の年2回の配当をもって、長期安定的に利益配分を行うことを基本方針としております。

2. 配当の決定機関

当社の剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

3. 当事業年度の配当決定に当たっての考え方

国内経済情勢は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きましたが、国内での継続的な物価上昇や米国の通商政策による経済の下振れリスクが懸念されるなど、依然としてその先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では重電機器、一般産業、電鉄・車両業界、海外ではアジアや中東各国を重点に営業活動を行った結果、サーミアブソーバー端子台やカムスイッチが増加しましたが、I/Oターミナルや各種表示器が減少したことから、売上高は3,777百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

利益面におきましては、売上高が前年同期を下回り、材料費高騰による製造原価の増加ならびに販売費及び一般管理費が増加したことから、営業利益は248百万円（前年同期比17.7%減）、経常利益は303百万円（前年同期比12.5%減）、当期純利益は236百万円（前年同期比1.9%減）となり、前事業年度に比べ、減収減益となりました。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、目標配当性向を50%とし、中間配当と期末配当の年2回の配当をもって、長期安定的に利益配分を行うことを基本方針としており、当事業年度の期末配当は、1株当たり16円とすることを2026年4月23日開催の第68回定時株主総会で決議する予定であります。

年間配当につきましては、1株当たり16円の中間配当を実施しておりますので、1株当たり32円となり、当事業年度の配当性向は72.3%、純資産配当率は1.6%となります。

4. 内部留保資金についての考え方

企業価値の向上に向けて、生産体制の増強、技術開発力の強化、品質向上、IT（情報技術）化、人材育成など、成長投資のために引き続き有効活用する所存であります。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2025年9月2日 取締役会決議	85,777	16.00
2026年4月23日 定時株主総会決議（予定）	83,057	16.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社を取り巻く全てのステークホルダーに対し、効率性及び透明性の高い経営を実現し、かつ、健全な企業経営を維持していくことにより、企業価値の最大化を図っていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考えとしております。

それを実現するため、内部統制の充実を図り、企業経営に関する正確な情報を適時に開示することを基本方針としております。

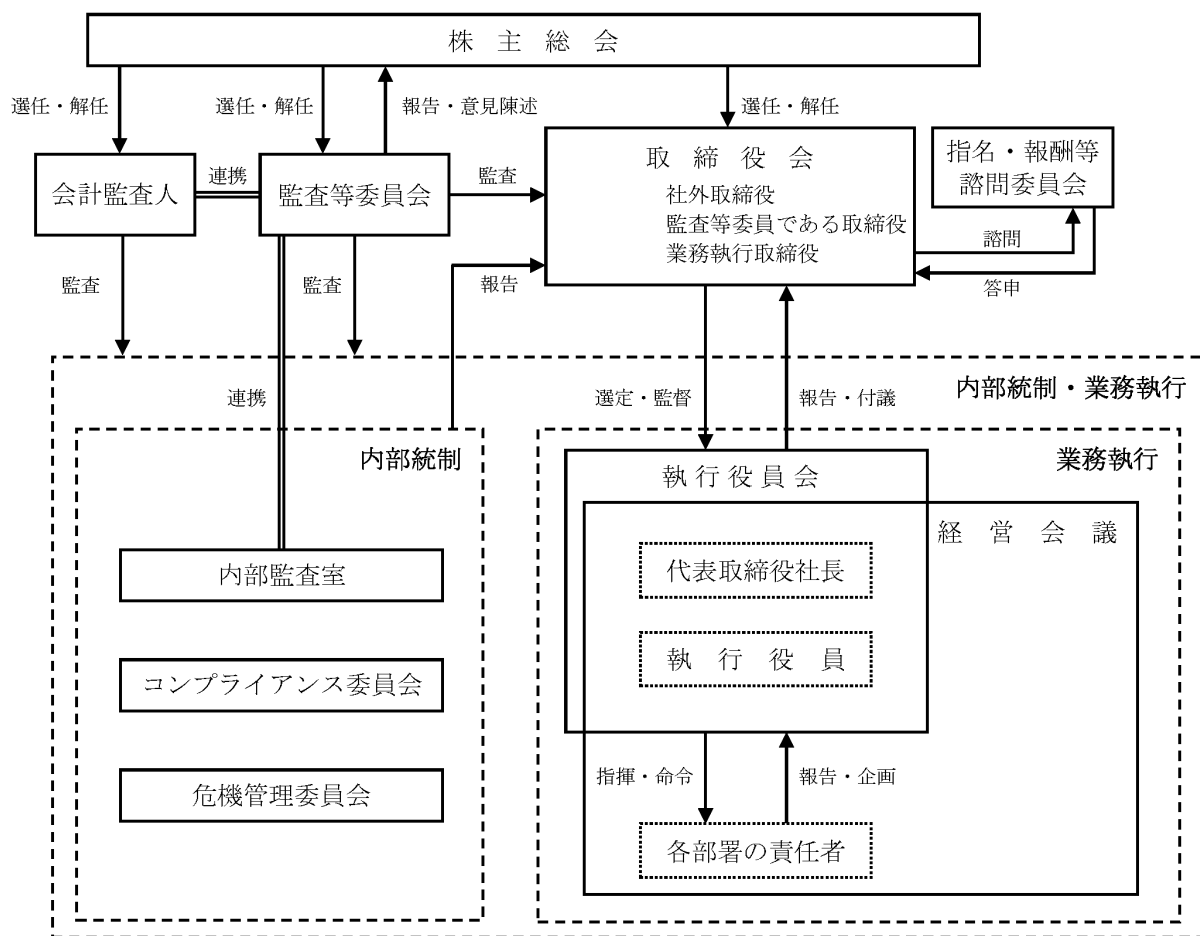
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制として、監査等委員会設置会社を採用しております。

以下に記載する内部統制の仕組みを通じて、意思決定の迅速化及び業務執行の有効性・効率性を確保する一方で、取締役の業務執行を適正に監督・監査し、経営の透明性を図っております。

また、監査等委員を含め、複数の社外取締役を選任し、社外取締役を中心に構成される指名・報酬等諮問委員会を設置するなど、社外の意見を取り入れることで、健全な企業統治を行っております。

業務執行・経営の監視及び内部統制の仕組みは、次のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は現在5名（有価証券報告書提出日現在）で、うち1名は社外取締役であります。また、監査等委員である取締役は4名（有価証券報告書提出日現在）であり、うち3名は社外取締役であります。

取締役会は、定例取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の報告及び決議を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、定例監査等委員会を毎月1回開催する他、取締役会に出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、適宜必要な提言を行うことで、経営の透明性と客観性を確保しております。

c. 執行役員会

当社の執行役員の員数は現在5名（有価証券報告書提出日現在）であります。

執行役員は、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って業務執行にあたっております。

執行役員会は、経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って執行役員が業務執行するにあたり、取締役と執行役員が重要な案件に関する施策を審議するために、毎月1回開催しております。

d. 独立監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツに会計監査を委嘱しております。

有限責任監査法人トーマツは、会計監査人として独立の立場から財務諸表等に関する意見表明をしております。

e. 指名・報酬等諮問委員会

指名・報酬等諮問委員会は、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的に設置しており、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスにおいて、透明性及び客観性を確保し、取締役会に答申をしております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制の実効性を確保するためには、法令・社会規範・企業倫理遵守などのコンプライアンスの強化徹底を図り、適正な業務の遂行を確保することが最重要課題であると認識しており、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を当社取締役会において決議しております。

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインを制定し、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底に努める。
- b. 違反行為等の抑止、早期発見を目的に、内部通報窓口を設置し、専用メールアドレスへの通報を受け付ける。また、社外の弁護士へ通報できる社外通報窓口を設置する。なお、通報者には、通報したことにより不利益を被ることがないことを確保する。
- c. コンプライアンス推進のため、法令や社内規則の遵守状況の監視や是正等を目的としたコンプライアンス委員会を定期的開催する。
- d. 社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般にわたる制度及び業務の遂行状況を法令等遵守、財務報告の信頼性確保と合理性及び効率性の観点から調査を行い、内部管理体制の強化、経営合理化、経営効率化の増進等に資することにより、会社経営の健全性を確保する。
- e. 社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体等に対しては、組織的に毅然とした姿勢でのぞみ、一切の取引を行わない。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に関する以下の電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を取締役会規程ならびに文書管理規程等、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 取締役によるその他重要会議の議事録
- d. 代表取締役社長を決議者とする稟議書及び付属資料
- e. 取締役を決定者とする決定文書及び付属資料
- f. 会計帳簿、計算書類等財務関連文書
- g. その他取締役の職務執行に関する重要文書

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応する。
- b. 万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役会規程及び取締役基本規程に基づき、代表取締役社長及びその他取締役に業務を執行させる。

- b. 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って取締役の業務の一部を執行させることができる。
なお、執行役員は、執行役員会規程及び執行役員規程に基づき、業務を執行する。
 - c. 取締役会から代表取締役社長、その他取締役及び執行役員に委任された事項は、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程等全社規程に定められた手順に基づき、必要な決定を行う。
なお、これら全社規程は、必要に応じ随時見直すべきものとする。
 - d. 取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び各部署の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する報告や企画提案を行う。経営会議での協議をもとに執行役員会で審議し、さらに取締役会付議基準に該当する事項については取締役会で審議する。
- (ホ) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。
- (ヘ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- a. 監査等委員会の監査の実効性の向上ならびに職務の円滑化を目的に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務部の人員を通常業務と兼務し必要に応じて配置する。なお、常勤監査等委員を置き、他に監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - b. 前号使用人は、通常業務を行うとともに、必要に応じ監査等委員会の指示に従いその職務を行う。
- (ト) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）からの独立性に関する事項
- a. (ヘ) で定める使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - b. (ヘ) で定める使用人は監査等委員会に係る業務に優先して従事し、当該業務においては監査等委員会の指示のみに従うものとする。
- (チ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 常勤監査等委員は、取締役会の他に経営会議や執行役員会に出席し、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員の業務執行状況の報告を受ける。
また、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、社内の製品企画会議等重要会議への出席も行う。
 - b. 常勤監査等委員は、奇数月開催のコンプライアンス委員会へ出席し、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守状況、ならびに、内部通報の有無、その対処についての報告を受ける。
 - c. 取締役及び使用人は、監査等委員会より、稟議書等社内の重要書類の閲覧要請があれば、直ちに関係書類及び資料等を提出する。
 - d. コンプライアンス規程により、内部通報制度を通じて監査等委員会に報告した使用人等を当該通報したことを理由として不利益に取り扱うことを禁止する。
- (リ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に関し、会社法第399条の2第4項の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士等の社外の専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、その費用を会社が負担するものとする。
- (ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、監査等委員会の職責、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査等委員会監査基準を熟知するとともに、監査等委員会監査の重要性、有用性を充分認識し、また、監査等委員会監査の環境整備を行う。
 - b. 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携する。
 - c. 監査等委員会は、効果的かつ効率的に監査を実施するため、会計監査人と情報や意見の交換等緊密に連携する。
- (ル) 財務報告の適正性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (2) リスク管理体制の整備の状況
当社を取り巻く経営環境の変化に伴い、管理すべきリスクも多様化・複雑化しております。このような状況のもと、リスクを充分認識し経営の健全性維持と収益性・成長性の確保を図るため、リスク管理体制を充実し、強化することが重要であると認識しております。

当社のリスク管理のうち主要なものは以下のとおりであります。

－経営に関するリスク

当社は、内部監査室を設置し、経営理念・経営方針ならびに職務権限など各種規程に基づく組織運営・業務執行が公正、的確に、かつ効果的に行われているかを随時内部監査しております。

－品質・環境に関するリスク

認証取得したISO9001、ISO14001の制度に従って、品質管理、環境管理において定期的な社内外の監査を受けております。

－法令に関するリスク

当社では、重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象についてコンプライアンス委員会を設置し、必要な検討及び決議を実施しております。

また、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底にも努めるほか、定期的なコンプライアンス委員会開催により、法令遵守等のチェックを行っております。

－事故・災害に関するリスク

企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応できるよう努めております。

万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる体制を整えております。

(3) 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

契約期間は1年間で、契約更新時には同内容で更新し、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の定数等に関する定款の定め

(イ) 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は15名以内、監査等委員である取締役の定数は4名以内とする旨を定款に定めております。

(ロ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

(ハ) 取締役の任期

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期について選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨、また、監査等委員である取締役の任期について選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

(5) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(ロ) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7) 取締役会の活動状況

取締役会は、当事業年度において合計15回開催され、中期経営計画、単年度経営計画の進捗状況、新規事業への挑戦に関する事項、コンプライアンスに関する事項、政策保有株式に関する評価、株主・機関投資家との対話状況、事業に関するリスクの検討、内部統制に関する事項、内部監査に関する事項、取締役会の実効性評価に関する事項及びその他法令、定款及び取締役会規程に定められた事項等について審議し、必要な決議を行いました。

また、個々の取締役の当事業年度における取締役会への出席状況については、次のとおりであります。

氏名	地位	開催回数	出席回数
八木 達史	代表取締役社長	15回	15回
志萱 章宏	常務取締役	15回	15回
佐々木 誠仁	取締役	15回	13回
中清水 毅	取締役	15回	15回
下村 徳子	取締役	15回	15回
吉村 良一	社外取締役	15回	15回
藤居 和義	取締役（監査等委員・常勤）	15回	15回
佐賀 義史	社外取締役（監査等委員）	15回	15回
伊原 友己	社外取締役（監査等委員）	15回	14回
西 健晴	社外取締役（監査等委員）	15回	15回

(注) 佐々木誠仁氏は、2026年1月28日付で取締役を辞任いたしました。

(8) 指名・報酬等諮問委員会の活動状況

指名・報酬等諮問委員会は、当事業年度において合計5回開催され、役員報酬、代表取締役の選任、取締役及び執行役員候補者の選任、後継者育成計画等について審議し、必要な決議を行いました。

また、個々の取締役（委員）の当事業年度における指名・報酬等諮問委員会への出席状況については、次のとおりであります。

氏名	地位	開催回数	出席回数
吉村 良一	社外取締役 委員長	5回	5回
佐賀 義史	社外取締役（監査等委員） 委員	5回	5回
伊原 友己	社外取締役（監査等委員） 委員	5回	5回
西 健晴	社外取締役（監査等委員） 委員	5回	5回
八木 達史	代表取締役社長 委員	5回	5回

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2026年4月21日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりであります。
男性 8名 女性 1名 （役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	八木 達史	1974年2月26日生	1996年4月 当社入社 2016年2月 技術営業部技術部長 2017年2月 執行役員技術営業部門統括技術営業部技術部長 2017年9月 社長付執行役員技術営業部門統括 2018年4月 代表取締役社長就任（現任）	注3	35
常務取締役 執行役員 技術営業部門統括 技術部長	志萱 章宏	1960年5月26日生	1983年4月 当社入社 2004年2月 生産部門執行役員生産グループ部長 2008年2月 生産統括執行役員生産グループ部長 2008年4月 取締役就任 上席執行役員生産統括生産グループ部長 2009年8月 技術グループ部長 2011年2月 技術営業部門統括技術営業部長 2013年2月 生産部門統括草津製造部長 2015年2月 管理部長 2016年4月 取締役（監査等委員） 2024年4月 常務取締役就任（現任） 執行役員就任（現任） 技術営業部門統括（現任） 技術部長（現任）	注3	17
取締役 執行役員 経営管理部門統括 人事部長	中清水 毅	1974年2月10日生	1994年4月 当社入社 2015年2月 執行役員新旭製造部長 2017年2月 執行役員草津製造部長 2018年4月 取締役就任（現任） 執行役員就任（現任） 人事部長（現任） 2021年2月 経営管理部門統括（現任）	注3	6
取締役 執行役員 総務部長	下村 徳子	1974年7月2日生	1999年10月 中央監査法人入所 2003年4月 公認会計士登録 2006年2月 中央青山監査法人退所 2006年7月 当社入社 2015年2月 執行役員 総務部長（現任） 2018年4月 取締役就任（現任） 執行役員就任（現任） 経営管理部門統括	注3	10
取締役	吉村 良一	1958年10月2日生	1981年4月 株式会社銭高組入社 1983年9月 吉村建設工業株式会社入社 1983年12月 同社取締役 1997年4月 同社取締役営業部長 2001年8月 同社専務取締役大阪営業所長 2009年6月 同社取締役社長 2011年3月 同社代表取締役就任（現任） 2020年4月 当社取締役就任（現任）	注3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	藤居 和義	1964年1月19日生	1986年4月 当社入社 2006年2月 品質保証グループ部長 2008年2月 品質保証担当執行役員品質保証グループ部長 2011年2月 執行役員草津製造部長 2013年2月 上席執行役員みなみ草津製造部長 2015年2月 上席執行役員 生産部門統括みなみ草津製造部長 2015年4月 取締役就任 2016年2月 人事部長 2016年4月 経営管理部門統括 2018年4月 常務取締役就任 執行役員就任 技術営業部門統括技術営業部長 2021年2月 技術営業部門統括営業部長 2022年7月 技術営業部門統括営業部長兼スマートフォンソリューション部長 2024年2月 技術営業部門統括 2024年4月 取締役(監査等委員) 就任(現任)	注4	20
取締役 (監査等委員)	佐賀 義史	1953年9月25日生	1981年4月 横浜地方裁判所判事補 1993年4月 大阪地方裁判所判事 2007年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 弁護士法人大江橋法律事務所所属 甲南大学法科大学院教授 2016年4月 当社取締役(監査等委員) 就任 (現任) 2023年1月 檜山・佐賀法律事務所所属	注4	-
取締役 (監査等委員)	伊原 友己	1961年11月24日生	1990年4月 弁護士登録(京都弁護士会) 1991年1月 弁理士登録 2003年4月 龍谷大学法学部客員教授 2005年4月 弁護士知財ネット理事 龍谷大学大学院法務研究科客員教授 2014年6月 日本弁護士連合会知的財産センター 委員長 2020年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現 任) 2023年5月 弁護士知財ネット専務理事(現任)	注4	-
取締役 (監査等委員)	西 健晴	1969年9月22日生	1995年4月 株式会社ソフトクリエイター入社 1997年3月 株式会社ソフトクリエイター退社 1998年1月 公認会計士・税理士木田喜代江事 務所(現 公認会計士・税理士木 田事務所) 入所 2004年3月 公認会計士・税理士木田喜代江事 務所(現 公認会計士・税理士木 田事務所) 退所 2005年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あ ずさ監査法人) 入所 2009年12月 公認会計士登録 2012年12月 有限責任 あずさ監査法人退所 2013年2月 税理士登録 公認会計士 税理士 西健晴事務所 所長(現任) 2022年6月 あやめ監査法人パートナー(現任) 2024年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現 任)	注4	-
計					91

- (注) 1. 吉村良一氏、佐賀義史氏、伊原友己氏及び西健晴氏は社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 藤居 和義、委員 佐賀 義史、委員 伊原 友己、委員 西 健晴
3. 2025年4月24日開催の定時株主総会終結の時から1年間
4. 2024年4月24日開催の定時株主総会終結の時から2年間
5. 当社では、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。
執行役員は、以下の5名であります。

執行役員	志 萱 章 宏	(技術営業部門統括 技術部長)
執行役員	中 清 水 毅	(経営管理部門統括 人事部長)
執行役員	下 村 徳 子	(総務部長)
執行役員	井 幡 進	(営業部長)
執行役員	中 西 和 彦	(生産部門統括 製造部長)

2026年4月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を上程しており、当該議案が承認されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなります。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 7名 女性 2名 （役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	八木 達史	1974年2月26日生	1996年4月 当社入社 2016年2月 技術営業部技術部長 2017年2月 執行役員技術営業部門統括技術営業部技術部長 2017年9月 社長付執行役員技術営業部門統括 2018年4月 代表取締役社長就任（現任）	注4	35
常務取締役 執行役員 技術営業部門統括 技術部長	志萱 章宏	1960年5月26日生	1983年4月 当社入社 2004年2月 生産部門執行役員生産グループ部長 2008年2月 生産統括執行役員生産グループ部長 2008年4月 取締役就任 上席執行役員生産統括生産グループ部長 2009年8月 技術グループ部長 2011年2月 技術営業部門統括技術営業部長 2013年2月 生産部門統括草津製造部長 2015年2月 管理部長 2016年4月 取締役（監査等委員） 2024年4月 常務取締役就任（現任） 執行役員就任（現任） 技術営業部門統括（現任） 技術部長（現任）	注4	17
取締役 執行役員 経営管理部門統括 人事部長	中清水 毅	1974年2月10日生	1994年4月 当社入社 2015年2月 執行役員新旭製造部長 2017年2月 執行役員草津製造部長 2018年4月 取締役就任（現任） 執行役員就任（現任） 人事部長（現任） 2021年2月 経営管理部門統括（現任）	注4	6
取締役 執行役員 総務部長	下村 徳子	1974年7月2日生	1999年10月 中央監査法人入所 2003年4月 公認会計士登録 2006年2月 中央青山監査法人退所 2006年7月 当社入社 2015年2月 執行役員 総務部長（現任） 2018年4月 取締役就任（現任） 執行役員就任（現任） 経営管理部門統括	注4	10
取締役	吉村 良一	1958年10月2日生	1981年4月 株式会社銭高組入社 1983年9月 吉村建設工業株式会社入社 1983年12月 同社取締役 1997年4月 同社取締役営業部長 2001年8月 同社専務取締役大阪営業所長 2009年6月 同社取締役社長 2011年3月 同社代表取締役就任（現任） 2020年4月 当社取締役就任（現任）	注4	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	藤居 和義	1964年1月19日生	1986年4月 当社入社 2006年2月 品質保証グループ部長 2008年2月 品質保証担当執行役員品質保証グループ部長 2011年2月 執行役員草津製造部長 2013年2月 上席執行役員みなみ草津製造部長 2015年2月 上席執行役員 生産部門統括みなみ草津製造部長 2015年4月 取締役就任 2016年2月 人事部長 2016年4月 経営管理部門統括 2018年4月 常務取締役就任 執行役員就任 技術営業部門統括技術営業部長 2021年2月 技術営業部門統括営業部長 2022年7月 技術営業部門統括営業部長兼スマートフォンソリューション部長 2024年2月 技術営業部門統括 2024年4月 取締役(監査等委員) 就任(現任)	注5	20
取締役 (監査等委員)	伊原 友己	1961年11月24日生	1990年4月 弁護士登録(京都弁護士会) 1991年1月 弁理士登録 2003年4月 龍谷大学法学部客員教授 2005年4月 弁護士知財ネット理事 龍谷大学大学院法務研究科客員教授 2014年6月 日本弁護士連合会知的財産センター委員長 2020年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年5月 弁護士知財ネット専務理事(現任)	注5	-
取締役 (監査等委員)	西 健晴	1969年9月22日生	1995年4月 株式会社ソフトクリエイター入社 1997年3月 株式会社ソフトクリエイター退社 1998年1月 公認会計士・税理士木田喜代江事務所(現 公認会計士・税理士木田事務所) 入所 2004年3月 公認会計士・税理士木田喜代江事務所(現 公認会計士・税理士木田事務所) 退所 2005年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2009年12月 公認会計士登録 2012年12月 有限責任 あずさ監査法人退所 2013年2月 税理士登録 公認会計士 税理士 西健晴事務所 所長(現任) 2022年6月 あやめ監査法人パートナー(現任) 2024年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	注5	-
取締役 (監査等委員)	中川 みち子	1968年4月5日生	1991年4月 株式会社パオネットワーク入社 2000年3月 株式会社パオネットワーク退社 2005年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) アクア淀屋橋法律事務所入所 2009年8月 アクア淀屋橋法律事務所退所 きらり法律事務所設立 2022年10月 弁護士法人AZMORE国際法律事務所設立 2025年10月 法律事務所三ツ星入所(現任) 2026年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(予定)	注5	0
計					92

- (注) 1. 吉村良一氏、伊原友己氏、西健晴氏及び中川みち子氏は社外取締役であります。
2. 中川みち子氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、同氏の戸籍上の氏名は坂井みち子であります。
3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 藤居 和義、委員 伊原 友己、委員 西 健晴、委員 中川 みち子

4. 2026年4月23日開催予定の定時株主総会終結の時から1年間
5. 2026年4月23日開催予定の定時株主総会終結の時から2年間
6. 当社では、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。

執行役員は、以下の5名であります。

執行役員	志 萱 章 宏	(技術営業部門統括 技術部長)
執行役員	中 清 水 毅	(経営管理部門統括 人事部長)
執行役員	下 村 徳 子	(総務部長)
執行役員	井 幡 進	(営業部長)
執行役員	中 西 和 彦	(生産部門統括 製造部長)

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役の就任要件や在任期間を定めた独立性の基準を設け、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切に意見を述べて頂ける方を選任しております。

有価証券報告書提出日現在、当社の社外取締役は4名（うち、監査等委員である取締役3名）であり、各社外取締役は当社との間に、人的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

吉村良一氏は、吉村建設工業株式会社における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を活かし、社外取締役として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

当社は、吉村良一氏が代表取締役を務める吉村建設工業株式会社との間に取引関係がありません。

佐賀義史氏は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般に対し提言を頂くことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に期待できると判断しております。

伊原友己氏は、弁護士・弁理士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般に対し提言を頂くことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に期待できると判断しております。

西健晴氏は、公認会計士としての専門的な知識や経験を有し、その幅広い見識は、実質的、客観的経営監視が期待でき、当社社外取締役として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

当社は、西健晴氏が代表を務める公認会計士 税理士 西健晴事務所及びあやめ監査法人との間に取引関係がありません。

有価証券報告書提出日現在、吉村良一氏は当社株式を1,000株保有しており、佐賀義史氏、伊原友己氏及び西健晴氏は当社株式を保有しておりません。

なお、2026年4月23日開催予定の第68回定時株主総会において、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案通り承認された場合、当社の社外取締役は上記の吉村良一氏、伊原友己氏、西健晴氏に新任の中川みち子氏を加えた4名（うち、監査等委員である取締役3名）となります。

中川みち子氏（監査等委員である取締役候補者）は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般に対し提言を頂くことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に期待できると判断しております。

中川みち子氏は当社との間に、特記すべき利害関係はなく、当社は、中川みち子氏が所属する法律事務所三ツ星との間に取引関係がありません。

有価証券報告書提出日現在、中川みち子氏は当社株式を500株保有しております。

当社は東京証券取引所の定めに基づき、社外取締役吉村良一氏、伊原友己氏、西健晴氏及び中川みち子氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、客観的・独立的立場から経営の監督・監視を行っております。監査等委員である取締役は、取締役会及び監査等委員会に出席し、常勤監査等委員を通じて内部監査室と連携し、情報の共有化を図るとともに、定期的に会計監査人と意見交換を行っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、年1回監査等委員会に出席し、監査等委員会及び会計監査人と意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び監査等委員（社外取締役）3名の計4名によって構成されております。

常勤監査等委員の藤居和義氏は、生産・品質管理及び営業・販売管理に関する豊富な知識と経験を有しており、定例の取締役会、執行役員会に出席するほか、製品企画会議等社内の重要会議への出席、重要書類の閲覧、内部監査室と連携して各部署の監査を行います。

監査等委員（社外取締役）の佐賀義史氏及び伊原友己氏は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般を監視することで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

監査等委員（社外取締役）の西健晴氏は、公認会計士としての専門的な知識や経験を有しており、その幅広い見識を活かして、実効的な監査を行います。

各監査等委員は、定期的に会計監査人と意見交換をしており、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について、適正な監査を行っております。

監査等委員会は、定期に月1回開催し、必要があるときは随時開催することとしております。

当事業年度における監査等委員会の開催回数及び各監査等委員の出席回数は、以下のとおりであります。

役 職	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員	藤居 和義	12回	12回
監査等委員（社外取締役）	佐賀 義史	12回	11回
監査等委員（社外取締役）	伊原 友己	12回	11回
監査等委員（社外取締役）	西 健晴	12回	12回

監査等委員会における具体的な検討事項としては、監査の方針や監査計画の策定、会計監査人の評価及び報酬、内部統制システムの整備・運用状況の監査、事業報告・計算書類等の監査、監査報告書の作成、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案等を審議いたしました。

② 内部監査の状況

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部署における内部統制が適切に整備され、かつ有効に運用されていることの確認を行うため、業務監査及び内部統制監査を順次実施し、必要に応じて、リスクの高い特定の業務に絞って監査する場合があります。

内部監査室は、期初に内部監査の実施計画を監査等委員会に報告するとともに、常勤監査等委員と連携して、各部署の内部監査を行い、その実施結果を代表取締役社長に報告しております。また、取締役会に対しては、年間の内部監査の実施結果を報告しております。

当社の内部監査室の員数は現在1名であります。

③ 会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

38年

当社は、2010年1月期以降、継続して有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社は、少なくとも1989年1月期から2009年1月期まで継続してサンワ・等松青木監査法人及び監査法人トーマツによる監査を受けておりました。

また、1988年1月期以前については、調査が著しく困難であったため、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

木戸脇 美紀

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等6名、その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる審査体制が整備されていること、監査日数や監査期間、監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来す事案が発生した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会で選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の旨と理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画等について評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
23,800	4,300	24,350	1,200

前事業年度及び当事業年度における非監査業務に基づく報酬は、基幹システム導入に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Deloitte Touche Tohmatsu) に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社の規模・事業の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、予め代表取締役1名及び社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）4名で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長：社外取締役）で審議を経た上で、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役職及び職責に応じた報酬等に関する基準（以下、報酬基準という。）を決定し、その報酬基準に従い、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、個人別の報酬額を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値最大化に対する意欲を高めるため、固定報酬（基本報酬及び譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等（賞与）で構成しており、報酬基準において、固定報酬は役職、職責、世間水準及び従業員とのバランスを考慮し、基本報酬と譲渡制限付株式報酬とに按分した金額を定めております。

なお、基本報酬は月例定額としております。

業績連動報酬等（賞与）は、報酬基準において、本業での利益を示す営業利益等を指標とし、当該指標の達成率に応じて役職及び職責別に算出する基準を定めており、各事業年度において、報酬基準に従い報酬額を取締役会により決定しております。業績連動報酬等（賞与）の支給は各事業年度につき1回としておりますが、当事業年度においては実績が営業利益（3段階）等の所定の基準を満たさなかったため、業績連動報酬等（賞与）はございませんでした。

固定報酬のうち、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、株式の直接保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、報酬基準において役職及び職責に応じた報酬を定めております。非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の支給は各事業年度につき1回としております。

なお、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。

監査等委員である取締役の報酬は、報酬基準によって、月例定額である基本報酬のみで構成されており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員報酬に関する株主総会の決議

取締役の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額150万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。うち、社外取締役は200万円以内）、監査等委員である取締役が年額300万円以内と決議いただいております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち、社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は4名であります。

また、この報酬限度額とは別枠で、2018年4月24日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は6名であります。

- ③ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬等諮問委員会が取締役会において決定した報酬基準の整合性を含め、審議・答申し、取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、取締役の報酬等を決定しております。そのため、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、上記の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のう ち、非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （社外取締役を除く。）	64,557	59,400	—	5,157	5,157	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	12,000	12,000	—	—	—	1
社外取締役	15,000	15,000	—	—	—	4

- (注) 1. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、2026年1月28日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（含賞与）は含まれておりません。

- ⑤ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内容
33,192	3	使用人としての給与であります。

- (注) 使用人兼務役員の使用人分給与には、2026年1月28日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

- ⑥ 当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び指名・報酬等諮問委員会の活動内容

当事業年度における役員報酬等に係る指名・報酬等諮問委員会は5回開催しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬基準等について審議いたしました。

指名・報酬等諮問委員会の答申を得た上で当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、事前に決定された報酬基準に基づく報酬のほか、2025年4月24日開催の取締役会において決議しております。

- ⑦ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的の株式とし、純投資目的以外の目的である投資株式を特定投資株式としております。

当社は、取引先との関係の維持・強化及び情報収集の観点から、自社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した取引先の株式は、特定投資株式として、必要な範囲で取得・保有しております。なお、純投資目的の株式は保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社では、毎年、発行会社に関する業績、経営計画等の情報をもとに、取締役会において、保有継続の適否や合理性を検証しており、保有する意義が認められない株式については、適宜売却等を行い、縮減いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	2,000
非上場株式以外の株式	16	1,087,073

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社京都フィナンシャルグループ	82,344	82,344	円滑な金融関係の維持	無
	306,896	193,014		
東京海上ホールディングス株式会社	45,000	45,000	円滑な取引関係の維持	無
	257,715	232,200		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	51,501	51,501	円滑な取引関係の維持	無
	202,501	167,326		
株式会社日立製作所	10,000	10,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	53,610	39,460		
三菱電機株式会社	10,000	10,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	48,300	25,715		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
株式会社三井住友フ ィナンシャルグルー プ	8,424	8,424	円滑な金融取引の維持	無
	46,096	32,584		
寺崎電気産業株式 会社	10,100	10,100	営業取引関係の維持・拡大	無
	44,339	24,320		
三井住友トラストグ ループ株式会社	6,000	6,000	円滑な金融取引の維持	無
	30,708	23,292		
富士電機株式会社	2,000	2,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	21,980	14,870		
東海旅客鉄道株式 会社	5,000	5,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	21,535	14,445		
株式会社S C R E E Nホールディングス	800	800	営業取引関係の維持・拡大	無
	15,728	8,740		
株式会社明電舎	2,000	2,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	12,080	8,000		
東日本旅客鉄道株式 会社	3,000	3,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	11,679	8,323		
西日本旅客鉄道株式 会社	2,000	2,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	6,318	5,726		
株式会社東光高岳	1,000	1,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	4,625	2,106		
株式会社R Y O D E N	805	805	営業取引関係の維持・拡大	無
	2,962	2,015		

- (注) 1. 定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載の方法で保有の適否を個別銘柄ごとに検証しております。
2. 株式会社京都フィナンシャルグループは、当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社京都銀行が当社株式を保有しております。
3. 三井住友トラストグループ株式会社は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友信託銀行株式会社が当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年2月1日から2026年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を取得するとともに、各種団体等が主催する研修会等に参加することで、会計基準の理解を深め、又新たな会計基準に対応しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,780,363	3,791,085
受取手形	30,230	※1 9,717
電子記録債権	340,796	※1 322,080
売掛金	1,179,720	1,036,555
有価証券	—	109,793
製品	226,750	224,393
仕掛品	399,295	429,830
原材料	551,320	616,355
前払費用	17,904	22,389
その他	27,330	60,638
流動資産合計	6,553,712	6,622,840
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,785,670	3,844,050
減価償却累計額	△2,460,276	△2,560,518
建物(純額)	※2 1,325,393	※2 1,283,532
構築物	130,591	132,481
減価償却累計額	△127,753	△128,870
構築物(純額)	2,837	3,610
機械及び装置	1,251,979	1,274,061
減価償却累計額	△1,121,071	△1,156,594
機械及び装置(純額)	130,908	117,467
車両運搬具	38,639	38,757
減価償却累計額	△30,271	△32,054
車両運搬具(純額)	8,367	6,702
工具、器具及び備品	2,771,546	2,835,631
減価償却累計額	△2,713,725	△2,758,427
工具、器具及び備品(純額)	57,820	77,204
土地	※2 1,347,479	※2 1,347,479
建設仮勘定	14,654	15,638
有形固定資産合計	2,887,461	2,851,635
無形固定資産		
ソフトウェア	4,545	2,775
その他	247	225
無形固定資産合計	4,792	3,000
投資その他の資産		
投資有価証券	1,247,691	1,593,048
長期前払費用	4,828	713
その他	509,793	209,869
投資その他の資産合計	1,762,314	1,803,630
固定資産合計	4,654,568	4,658,267
資産合計	11,208,280	11,281,107

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	107,712	123,004
短期借入金	※2 120,000	※2 120,000
未払金	76,851	113,337
未払費用	51,336	53,328
未払法人税等	46,303	17,189
未払消費税等	41,277	—
預り金	5,395	5,653
賞与引当金	54,470	55,914
製品保証引当金	141,870	55,350
その他	1,961	2,737
流動負債合計	647,178	546,515
固定負債		
繰延税金負債	51,593	160,491
退職給付引当金	119,214	116,442
その他	16,983	16,439
固定負債合計	187,792	293,372
負債合計	834,970	839,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,087,250	1,087,250
資本剰余金		
資本準備金	1,704,240	1,704,240
その他資本剰余金	—	—
資本剰余金合計	1,704,240	1,704,240
利益剰余金		
利益準備金	271,812	271,812
その他利益剰余金		
配当平均積立金	400,000	400,000
別途積立金	7,050,000	7,050,000
繰越利益剰余金	648,742	523,377
利益剰余金合計	8,370,554	8,245,189
自己株式	△1,246,757	△1,235,999
株主資本合計	9,915,286	9,800,680
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	449,366	631,883
評価・換算差額等合計	449,366	631,883
新株予約権	8,656	8,656
純資産合計	10,373,310	10,441,219
負債純資産合計	11,208,280	11,281,107

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)	当事業年度 (自 2025年 2月 1日 至 2026年 1月 31日)
売上高		
製品売上高	3,857,173	3,777,945
商品売上高	70,275	—
売上高合計	3,927,448	3,777,945
売上原価		
製品期首棚卸高	276,848	226,750
当期製品製造原価	2,586,898	2,553,852
当期商品仕入高	56,489	—
合計	2,920,236	2,780,603
他勘定振替高	15,836	10,927
製品期末棚卸高	226,750	224,393
売上原価合計	※1 2,677,649	※1 2,545,283
売上総利益	1,249,799	1,232,661
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	40,814	37,122
荷造運搬費	54,968	56,244
役員報酬	80,730	86,400
給料	258,644	275,653
賞与	61,738	63,086
賞与引当金繰入額	27,888	28,460
退職給付費用	19,766	20,254
法定福利費	62,031	64,198
賃借料	7,008	6,939
支払手数料	74,024	118,892
租税公課	40,712	39,828
減価償却費	44,239	45,511
その他	175,028	141,476
販売費及び一般管理費合計	※2 947,595	※2 984,069
営業利益	302,203	248,592
営業外収益		
受取利息	2,259	11,854
有価証券利息	685	3,012
受取配当金	22,569	27,808
投資事業組合運用益	12,013	5,652
受取賃貸料	4,027	3,882
助成金収入	1,703	1,015
為替差益	926	1,777
その他	1,918	1,672
営業外収益合計	46,103	56,675
営業外費用		
支払利息	1,154	1,514
支払手数料	401	361
営業外費用合計	1,555	1,875
経常利益	346,751	303,393
特別利益		
固定資産売却益	※3 45	※3 27
特別利益合計	45	27
特別損失		
固定資産除却損	※4 788	※4 0
特別損失合計	788	0
税引前当期純利益	346,008	303,420
法人税、住民税及び事業税	116,524	50,364
法人税等調整額	△10,999	17,037
法人税等合計	105,524	67,401
当期純利益	240,483	236,018

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	1,238,611	49.0	1,395,062	53.5
II 労務費		677,995	26.8	702,785	26.9
III 経費		611,102	24.2	511,400	19.6
当期総製造費用		2,527,708	100.0	2,609,248	100.0
期首仕掛品棚卸高	※2	480,790		399,295	
合計		3,008,499		3,008,543	
他勘定振替高		22,306		24,860	
期末仕掛品棚卸高		399,295		429,830	
当期製品製造原価		2,586,898		2,553,852	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別総合原価計算を採用しております。

※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
外注加工費 (千円)	135,771	143,279
減価償却費 (千円)	155,005	181,972
工場消耗品費 (千円)	33,376	25,747

※2. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
固定資産 (千円)	22,306	24,860

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,087,250	1,704,240	8,017	1,712,257	271,812	400,000	7,050,000	818,637	8,540,450
当期変動額									
剰余金の配当								△194,373	△194,373
当期純利益								240,483	240,483
自己株式の取得									
自己株式の処分			△23	△23					
自己株式の消却			△7,993	△7,993				△216,006	△216,006
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△8,017	△8,017	－	－	－	△169,895	△169,895
当期末残高	1,087,250	1,704,240	－	1,704,240	271,812	400,000	7,050,000	648,742	8,370,554

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△1,251,734	10,088,223	350,069	350,069	8,656	10,446,949
当期変動額						
剰余金の配当		△194,373				△194,373
当期純利益		240,483				240,483
自己株式の取得	△224,287	△224,287				△224,287
自己株式の処分	5,264	5,240				5,240
自己株式の消却	224,000	－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			99,297	99,297		99,297
当期変動額合計	4,976	△172,936	99,297	99,297	－	△73,639
当期末残高	△1,246,757	9,915,286	449,366	449,366	8,656	10,373,310

当事業年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,087,250	1,704,240	—	1,704,240	271,812	400,000	7,050,000	648,742	8,370,554
当期変動額									
剰余金の配当								△171,475	△171,475
当期純利益								236,018	236,018
自己株式の取得									
自己株式の処分								△357	△357
自己株式の消却								△189,550	△189,550
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△125,364	△125,364
当期末残高	1,087,250	1,704,240	—	1,704,240	271,812	400,000	7,050,000	523,377	8,245,189

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△1,246,757	9,915,286	449,366	449,366	8,656	10,373,310
当期変動額						
剰余金の配当		△171,475				△171,475
当期純利益		236,018				236,018
自己株式の取得	△184,280	△184,280				△184,280
自己株式の処分	5,488	5,130				5,130
自己株式の消却	189,550	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			182,516	182,516		182,516
当期変動額合計	10,758	△114,606	182,516	182,516	—	67,909
当期末残高	△1,235,999	9,800,680	631,883	631,883	8,656	10,441,219

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	346,008	303,420
減価償却費	199,245	227,483
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,100	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△4,075	△2,772
受取利息及び受取配当金	△25,515	△42,675
支払利息	1,154	1,514
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	69,708	△86,520
投資事業組合運用損益 (△は益)	△12,013	△5,652
助成金収入	△1,703	△1,015
有形固定資産売却損益 (△は益)	△45	△27
有形固定資産除却損	788	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△97,074	182,392
棚卸資産の増減額 (△は増加)	138,001	△93,212
仕入債務の増減額 (△は減少)	△19,181	15,291
その他	△2,240	△15,936
小計	586,957	482,290
利息及び配当金の受取額	24,339	38,734
利息の支払額	△1,177	△1,490
助成金の受取額	1,703	1,015
法人税等の支払額	△188,627	△78,649
営業活動によるキャッシュ・フロー	423,195	441,899
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△7,800,006	△5,700,000
定期預金の払戻による収入	7,800,011	5,600,000
有形固定資産の取得による支出	△112,405	△203,067
有形固定資産の売却による収入	45	27
投資有価証券の取得による支出	△259,746	△200,000
投資事業組合からの分配による収入	11,300	25,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△360,801	△478,040
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△193,230	△170,699
自己株式の取得による支出	△224,688	△184,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	△417,919	△355,340
現金及び現金同等物に係る換算差額	474	2,202
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△355,051	△389,278
現金及び現金同等物の期首残高	1,335,415	980,363
現金及び現金同等物の期末残高	※ 980,363	※ 591,085

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に新規取得の建物（附属設備を除く）、ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上することとしております。

(4) 製品保証引当金

顧客に納品した一部製品に対して、将来の保証費用に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は電気制御機器の製造及び販売を行っており、取扱っている製品群は、制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器、電子応用機器となっております。顧客との契約に基づいて、受注した製品を引き渡す義務を負っており、引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡し時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である国内販売の場合には、当該製品の出荷時に収益を認識しております。

輸出販売については、インコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、当社では顧客の要望に応じて新製品の開発や金型及び装置の製作・販売等も行っております。これらは顧客が検収した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、検収時点で収益を認識しております。

履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

製品保証引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
製品保証引当金	141,870	55,350

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客に納品した一部の製品の不具合に関連して、将来の保証費用に備えるため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生する製品の不具合対応費用は、対象となる製品の数量、製品1個当たりの不具合対応費用、不具合により顧客側で発生する対応費用の負担金額等、合理的に見込まれる金額に基づき算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があります、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直したものと公表されました。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1. 期末日満期手形

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が当事業年度の期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
受取手形	－千円	1,909千円
電子記録債権	－千円	9,159千円

※2. 担保に供している資産ならびに担保付債務は、次のとおりであります。

(担保に供している資産)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
建物	96,327千円	104,653千円
土地	7,680千円	7,680千円
合計	104,008千円	112,333千円

(上記に対応する債務金額)

	前事業年度 (2025年1月31日)	当事業年度 (2026年1月31日)
短期借入金	120,000千円	120,000千円

(損益計算書関係)

※1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
	△14,776千円	4,001千円

※2. 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
	134,542千円	157,188千円

※3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
その他	45千円	27千円
合計	45千円	27千円

※4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
建物	681千円	一千円
機械及び装置	49千円	0千円
工具、器具及び備品	57千円	0千円
その他	一千円	0千円
合計	788千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,669,000	—	200,000	6,469,000
合計	6,669,000	—	200,000	6,469,000
自己株式				
普通株式(注)2	1,117,630	199,900	204,700	1,112,830
合計	1,117,630	199,900	204,700	1,112,830

(注) 1. 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加は、自己株式の取得によるものであり、自己株式の減少は、自己株式の消却及び譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	8,656
	合計	—	—	—	—	—	8,656

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月24日 定時株主総会	普通株式	105,476	19.00	2024年1月31日	2024年4月25日
2024年9月3日 取締役会	普通株式	88,897	16.00	2024年7月31日	2024年10月1日

(注) 2024年4月24日定時株主総会による1株当たり配当額19.00円には、創業70周年記念配当3.00円を含んでおりません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月24日 定時株主総会	普通株式	85,698	利益剰余金	16.00	2025年1月31日	2025年4月25日

当事業年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	6,469,000	—	170,000	6,299,000
合計	6,469,000	—	170,000	6,299,000
自己株式				
普通株式（注）2	1,112,830	170,000	174,900	1,107,930
合計	1,112,830	170,000	174,900	1,107,930

（注）1. 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加は、自己株式の取得によるものであり、自己株式の減少は、自己株式の消却及び譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	8,656
合計		—	—	—	—	—	8,656

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年4月24日 定時株主総会	普通株式	85,698	16.00	2025年1月31日	2025年4月25日
2025年9月2日 取締役会	普通株式	85,777	16.00	2025年7月31日	2025年10月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年4月23日開催予定の第68期定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年4月23日 定時株主総会	普通株式	83,057	利益剰余金	16.00	2026年1月31日	2026年4月24日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）	当事業年度 （自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）
現金及び預金勘定	3,780,363千円	3,791,085千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△2,800,000千円	△3,200,000千円
現金及び現金同等物	980,363千円	591,085千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびに金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行リスク）

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、営業債権について不測の損害が生じないように、与信管理要領に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、不良債権の発生防止を図っております。

② 市場リスク（市場価格変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、国債等安全性と流動性の高い金融商品又は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社は、当該リスクを回避するため、定期的な時価等の把握などの方法により保有状況を継続的に見直しております。

③ 流動性リスク（資金調達リスク）

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、金利変動のリスクに晒されております。

当社は、営業債務等について、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	1,168,563	1,168,563	—
資産計	1,168,563	1,168,563	—

当事業年度（2026年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券	1,648,612	1,648,612	—
資産計	1,648,612	1,648,612	—

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
非上場株式	2,000	2,000
投資事業有限責任組合出資金	77,128	52,228

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2025年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,780,363	—	—	—
受取手形	30,230	—	—	—
電子記録債権	340,796	—	—	—
売掛金	1,179,720	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	—	250,000	—	—
社債等	—	120,000	—	—
合計	5,331,110	370,000	—	—

当事業年度（2026年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,791,085	—	—	—
受取手形	9,717	—	—	—
電子記録債権	322,080	—	—	—
売掛金	1,036,555	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	—	250,000	—	—
社債等	110,000	210,000	—	—
合計	5,269,439	460,000	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2025年1月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	802,139	—	—	802,139
国債	247,420	—	—	247,420
社債等	—	119,004	—	119,004
資産計	1,049,559	119,004	—	1,168,563

当事業年度 (2026年1月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,087,073	—	—	1,087,073
国債	243,735	—	—	243,735
社債等	—	317,804	—	317,804
資産計	1,330,808	317,804	—	1,648,612

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2026年1月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025年1月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	802,139	166,507	635,631
	(2) 債券			
	国債	—	—	—
	社債等	—	—	—
	計	802,139	166,507	635,631
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	国債	247,420	249,918	△2,498
	社債等	119,004	119,665	△661
	計	366,424	369,584	△3,160
合計		1,168,563	536,092	632,471

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)及び投資事業有限責任組合への出資金(貸借対照表計上額77,128千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (2026年1月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	1,087,073	166,507	920,566
	(2) 債券			
	国債	—	—	—
	社債等	—	—	—
	計	1,087,073	166,507	920,566
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	国債	243,735	249,946	△6,211
	社債等	317,804	319,758	△1,954
	計	561,539	569,705	△8,166
合計		1,648,612	736,212	912,399

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)及び投資事業有限責任組合への出資金(貸借対照表計上額52,228千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (2025年1月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度 (2026年1月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,743千円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	123,290千円
退職給付費用	33,131千円
退職給付の支払額	△20,554千円
制度への拠出額	△16,652千円
退職給付引当金の期末残高	<u>119,214千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	374,766千円
年金資産	△255,551千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>119,214千円</u>

退職給付引当金	119,214千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	119,214千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	33,131千円
----------------	----------

当事業年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,900千円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	119,214千円
退職給付費用	36,739千円
退職給付の支払額	△23,197千円
制度への拠出額	△16,313千円
退職給付引当金の期末残高	<u>116,442千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	370,790千円
年金資産	△254,348千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>116,442千円</u>

退職給付引当金	116,442千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	116,442千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	36,739千円
----------------	----------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名 当社従業員（執行役員） 2名	当社取締役（社外取締役を除く） 3名 当社従業員（執行役員） 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,100株	普通株式 3,100株
付与日	2012年5月11日	2013年5月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2012年5月12日 至 2042年5月11日	自 2013年5月11日 至 2043年5月10日

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名 当社従業員（執行役員） 3名	当社取締役（社外取締役を除く） 4名 当社従業員（執行役員） 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,500株	普通株式 3,200株
付与日	2014年5月9日	2015年5月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2014年5月10日 至 2044年5月9日	自 2015年5月9日 至 2045年5月8日

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 3名 当社従業員（執行役員） 3名	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 3名 当社従業員（執行役員） 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 8,600株	普通株式 2,800株
付与日	2016年5月11日	2017年5月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年5月11日 至 2046年5月10日	自 2017年5月12日 至 2047年5月11日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前事業年度末	800	800
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	800	800

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	800	1,100
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	800	1,100

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	3,300	1,300
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	3,300	1,300

②単価情報

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	－円	－円
付与日における公正な評価単価	790円	829円

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	－円	－円
付与日における公正な評価単価	1,022円	1,235円

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	－円	－円
付与日における公正な評価単価	1,147円	1,077円

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年1月31日現在)	当事業年度 (2026年1月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	21,455	24,889
株式報酬費用	16,497	18,602
賞与引当金	16,591	17,031
未払事業税	5,225	4,189
製品保証引当金	43,213	16,859
退職給付引当金	36,312	36,516
その他	21,199	24,720
繰延税金資産小計	160,497	142,809
評価性引当額	△17,587	△17,005
繰延税金資産合計	142,909	125,803
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△194,503	△286,294
繰延税金負債合計	△194,503	△286,294
繰延税金資産(△:負債)の純額	△51,593	△160,491

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「株式報酬費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記を組み替えております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」37,697千円は、「株式報酬費用」16,497千円及び「その他」21,199千円として表示しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年1月31日現在)	当事業年度 (2026年1月31日現在)
法定実効税率	—	30.46%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	1.07%
住民税均等割	—	1.54%
税額控除	—	△8.54%
受取配当金等益金不算入	—	△0.56%
その他	—	△1.76%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	22.21%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2027年2月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

(収益の分解情報)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

財又はサービスの種類	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
制御用開閉器	1,027,269	1,032,491
接続機器	1,609,679	1,713,212
表示灯・表示器	501,716	469,277
電子応用機器	709,514	524,891
仕入販売	70,275	—
その他	8,994	38,072
顧客との契約から生じる収益	3,927,448	3,777,945
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,927,448	3,777,945

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については「重要な会計方針6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメントの記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

制御用開閉器	接続機器	表示灯・表示器	電子応用機器	仕入販売	その他	合計
1,027,269	1,609,679	501,716	709,514	70,275	8,994	3,927,448

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年2月1日 至 2026年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

制御用開閉器	接続機器	表示灯・表示器	電子応用機器	仕入販売	その他	合計
1,032,491	1,713,212	469,277	524,891	—	38,072	3,777,945

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 の近親者	藤本 順子	—	—	—	(被所有) — (注) 1	—	自己株式の取得 (注) 2	224,287	—	—

当事業年度(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	藤本 豊士	—	—	—	(被所有)14.21 (注) 1	—	自己株式の取得 (注) 3	184,280	—	—

- (注) 1. 議決権等の被所有割合は、自己株式取得後のものであります。
2. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は2024年9月3日の終値によるものです。
3. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は2025年12月2日の終値によるものです。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり純資産額	1,935円09銭	2,009円71銭
1株当たり当期純利益金額	43円94銭	44円27銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	43円88銭	44円20銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2025年1月31日)	当事業年度末 (2026年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,373,310	10,441,219
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,656	8,656
(うち新株予約権(千円))	(8,656)	(8,656)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,364,653	10,432,563
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	5,356	5,191

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	当事業年度 (自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	240,483	236,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	240,483	236,018
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,472	5,331
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	8	8
(うち新株予約権(千株))	(8)	(8)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,785,670	58,380	—	3,844,050	2,560,518	100,241	1,283,532
構築物	130,591	1,890	—	132,481	128,870	1,117	3,610
機械及び装置	1,251,979	33,757	11,675	1,274,061	1,156,594	47,198	117,467
車両運搬具	38,639	2,479	2,361	38,757	32,054	4,144	6,702
工具、器具及び備品	2,771,546	92,373	28,288	2,835,631	2,758,427	72,989	77,204
土地	1,347,479	—	—	1,347,479	—	—	1,347,479
建設仮勘定	14,654	53,376	52,391	15,638	—	—	15,638
有形固定資産計	9,340,560	242,257	94,716	9,488,101	6,636,465	225,692	2,851,635
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	176,888	174,113	1,769	2,775
その他	—	—	—	2,737	2,512	21	225
無形固定資産計	—	—	—	179,626	176,625	1,791	3,000
長期前払費用	4,828	1,744	5,860	713	—	—	713
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	増加額 (千円)	みなみ草津工場 1 号館4階改修	37,610千円
機械及び装置	増加額 (千円)	K Tユニットブ自動組立機機能UP更新	24,305千円
工具、器具及び備品	増加額 (千円)	製品金型製作	80,303千円
	減少額 (千円)	製品金型廃却	26,562千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則様式第十一号の「記載上の注意7.」により「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	120,000	120,000	1.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	120,000	120,000	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	54,470	55,914	54,470	—	55,914
製品保証引当金	141,870	420	22,574	64,365	55,350

(注) 製品保証引当金の「当期減少額（その他）」は、顧客に納品した一部の製品の不具合に関連して、個別に計上していた製品保証引当金について、当事業年度における対応費用の見積りを見直した結果、当初見積額を下回る見込みとなったため、当該差額を取崩したものであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	1,428
預金	
当座預金	141,001
普通預金	392,769
外貨預金	39,838
別段預金	681
定期預金	3,215,366
小計	3,789,656
合計	3,791,085

b. 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
日本ホイス株式会社	4,885
BEMAC Kiden株式会社	2,654
泰平電機株式会社	1,155
高和電気工業株式会社	570
山陽電研株式会社	451
合計	9,717

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2026年2月 (注)	4,511
3月	2,217
4月	747
5月	1,086
6月以降	1,155
合計	9,717

(注) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、2026年2月期日の金額には期末日満期手形1,909千円が含まれております。

c. 電子記録債権

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社RYODEN	126,249
株式会社テクノ大西	33,297
河村電器産業株式会社	15,900
愛知電機株式会社	15,554
新生電機株式会社	10,655
その他	120,424
合計	322,080

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2026年2月 (注)	93,518
3月	98,015
4月	58,661
5月	60,758
6月	7,980
7月以降	3,145
合計	322,080

(注) 期末日電子記録債権の会計処理については、決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、2026年2月期日の金額には期末日電子記録債権9,159千円が含まれております。

d. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社東芝	123,800
東芝エネルギーシステムズ株式会社	123,346
富士電機株式会社	104,559
日新電機株式会社	73,924
株式会社明電舎	70,085
その他	540,839
合計	1,036,555

(ロ) 売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
1,179,720	4,147,501	4,290,665	1,036,555	80.54	97.52

e. 製品

品目	金額 (千円)
制御用開閉器	42,659
接続機器	89,996
表示灯・表示器	39,808
電子応用機器	51,928
合計	224,393

f. 仕掛品

品目	金額 (千円)
制御用開閉器	81,382
接続機器	188,559
表示灯・表示器	80,089
電子応用機器	79,798
合計	429,830

g. 原材料

品目	金額 (千円)
金属加工部品	319,757
成形部品	117,660
電気・電子部品	168,813
その他	10,123
合計	616,355

② 固定資産
a. 投資有価証券

区分	金額 (千円)
株式	1,089,073
債券	
国債	243,735
社債等	208,011
その他	52,228
合計	1,593,048

③ 流動負債
a. 買掛金

相手先	金額 (千円)
有限会社和田製作所	19,593
三谷商事株式会社	7,038
岡本化成株式会社	5,131
株式会社日本電化工業所	4,609
明光工業株式会社	4,084
その他	82,547
合計	123,004

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	1,908,402	3,777,945
税引前中間 (当期) 純利益金額 (千円)	160,163	303,420
中間 (当期) 純利益金額 (千円)	114,697	236,018
1株当たり中間 (当期) 純利益金額 (円)	21.41	44.27

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 - 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。 電子公告掲載 https://www.fujidk.co.jp/ir/05_koukoku/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、ならびに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第67期）（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）2025年4月28日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年4月28日近畿財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
第68期中（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）2025年9月11日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2025年4月30日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2025年12月1日 至 2025年12月31日）2026年1月8日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年4月17日

不二電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美紀
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二電機工業株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二電機工業株式会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

製品保証引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年1月31日現在、貸借対照表上、製品保証引当金を55,350千円計上しており、【注記事項】(重要な会計方針) 5. 引当金の計上基準(4)製品保証引当金及び(重要な会計上の見積り)に関連する開示を行っている。</p> <p>製品保証引当金は、過去に納品した製品の不具合に関連して、会社が将来負担すると合理的に見込まれる金額を個別に見積り算定されており、代替品の製造及び不具合製品の修正に要する費用、顧客側で発生する対応費用の負担金額等が含まれている。</p> <p>不具合製品に関連する会社の将来負担額は、特に対象となる製品の数量、製品1個当たりの不具合対応費用、顧客側で発生する対応費用の負担に係る交渉結果により変動し、引当金の見積りには重要な仮定に関する経営者の判断を要する。この仮定に係る判断には高い不確実性を伴うことから、当監査法人は製品保証引当金計上額の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、製品保証引当金の計上額の妥当性を検討するにあたり、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の整備及び運用状況の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理業務を担う総務部において、製品保証引当金の見積りに必要な全ての情報を収集し、引当金計上額の合理性を評価し、承認する内部統制の整備及び運用状況について検証を行った。 <p>(2) 製品保証引当金の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会等の重要な会議体の議事録及び稟議書を閲覧し、製品保証引当金の対象案件の網羅性を検証した。 ・製品不具合の概要、顧客との交渉状況について、適切な責任者への質問や関連資料の閲覧により把握し、製品保証引当金の見積手法、見積りに係る仮定の合理性、見積りに使用したデータの信頼性を評価した。 ・代替品の製造及び不具合製品の修正に対応する引当額について、原価計算関連資料、販売実績資料等の閲覧により、製造原価、対象数量に係る見積りの合理性を確かめた。 ・過年度の見積計上額と実績額を比較することにより、将来負担額に係る見積りの精度を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、不二電機工業株式会社の2026年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、不二電機工業株式会社が2026年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。